

# フォーバルサポートサービス利用規約

## 第1条（適用）

- 株式会社フォーバル（以下「当社」という）は、このフォーバルサポートサービス利用規約（以下「本規約」という）に従い、フォーバルサポートサービス（以下「サポートサービス」という）を提供します。
- 当社は本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」という）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。また、本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先し適用されるものとします。
- 当社は、当社が定める方法により利用者に通知、または当社ホームページ等を通じ公に開示することにより、本規約の変更をすることがあります。その場合には料金その他サポートサービス提供条件は変更後の規約によるものとします。

## 第2条（契約の申込）

サポートサービスの利用契約の申込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対して行うものとします。

## 第3条（契約の成立）

サポートサービスの利用契約は、前条に従い申込者によりサポートサービスの申込みがなされ、当社が利用開始日を記載した文書により申込者に通知する。利用契約の成立日は、当該利用開始日（以下「契約成立日」という）に成立するものとします。当社は次の各号に該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

- 当社所定の申込条件が満たされていないとき
- 利用契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の業務遂行上著しく支障があると当社が判断したとき
- 申込者が当社の別途提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
- 申込書等に虚偽の事実を記載したとき
- 申込者が指定した支払口座等について、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき
- その他当社が適当でないと判断したとき

## 第4条（サポートサービスの内容）

当社は、当社標準のサポートサービスを、別に定める「フォーバルサポートサービス仕様書」（以下「仕様書」という）に基づき利用者に提供するものとします。なお、当社はサポートサービスの実施を第三者に委託することができるものとします。

## 第5条（サポートサービスの提供地域）

サポートサービスの提供地域は、日本国内とする。

## 第6条（契約期間）

利用契約の契約期間は、別に定める仕様書に規定されている場合を除き、第3条に基づく契約成立日から起算して1年間とする。

## 第7条（契約の更新）

利用契約の期間満了30日前から満了日までの間に、当社及び利用者いずれからも文書による更新拒絶の通知がなされない場合は、更に1年間利用契約が更新されるものとし、以後同様とする。継続を含めた利用契約の期間は契約成立日より5年間とする。5年間を超えて、利用者が利用契約の継続を希望する場合は、当社と利用者にて別途協議するものとする。

## 第8条（利用者による利用契約の解約）

- 利用者が利用契約を解約しようとするときは、解約を希望する月の1ヶ月前までに解約する旨および解約するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとする。
- 当社は前項の通知を受領した日の属する月の翌月末日を解約日とする。

## 第9条（当社が行う利用契約の解除）

- 当社は、利用者が次の各号の何れかに該当する場合には、何等の通知、催告することなしに利用契約を解除することができるものとする。この場合、該当利用者は当然に期限の利益を喪失し、未払い債務の全額を直ちに当社に支払うものとする。
  - 本規約に違反し、利用者の責めに帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - 不渡処分をうけたとき又は支払停止状態に至ったとき
  - 仮差押・仮処分等を受けたとき又は整理・民事再生・破産等の申し立てがあったとき
  - 当社からの通知が到着しなかった場合、またはその所在地が判明しない場合
  - 前各号の他、財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

## 第10条（責任の制限）

- 当社は、サポートサービスを善良なる管理者の注意義務をもって実施するものとするが、次の各号に定める事項については責任を負わないものとする。
  - 当社の助言および判定の正確性、有用性
  - 当社の助言および判定に基づき利用者が実施する対策の結果
- サポートサービスに係る当社の責に帰すべき事由による債務不履行または瑕疵に起因して利用者が損害を被った場合、利用者は、当社に対し、当該債務不履行または瑕疵のあったサポートサービスの対象製品またはサポートサービスにかかる年額の基本サービス料金単価相当額を上限として、当該損害の賠償を請求できるものとする。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、当社は、賠償責任を負わないものとする。当社は、サポートサービスの提供により利用者の問題が解決されることを保証しないものとする。
- 第2項の場合を除き、当社は本サービスの利用者に対し、一切の賠償責任及びサービス利用料金の返還義務等を負わないものとする。

## 第11条（利用者の通知義務）

利用者は、本サービスが利用できなくなった場合、その旨を当社に通知する義務を負うものとする。

## 第12条（利用料金等）

- サポートサービスの利用に関する料金は、別途当社が定める料金表に従うものとする。ただし、別途料金表に定める利用料金等は予告なく変更される場合があります。
- 当社は原則として、毎月末日締めにて利用料金等を算出するものとする。ただし、業務遂行上利用料金等の計算の起算日または締切日を変更できるものとする。

## 第13条（支払方法）

利用者は利用料金等の支払い方法に関して、当社が利用者に対して負担する債権を株式会社フォーバルテレコム（以下、「FT」という）が譲り受け、利用者はFTからの請求に基づきFTに対して支払う方法により行われることを予め承諾するものとする。但し、サービス内容によって、サービスの履行時、または個別の契約によって定められた支払方法によりお支払いいただく場合もあります。

## 第14条（機密保持）

利用者および当社は、利用契約に関し知り得た相手方の機密を、第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。本条の定めは、利用契約の終了後も存続するものとする。但し、警察機関や司法などの法的効力のある要求があった場合、法的請求元へ情報を提供いたします。

## 第15条（管轄裁判所）

利用契約に関する一切の紛争については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所とする。

## 第16条（協議事項）

本規約に定めなき事項および解釈上の疑義は、当社及び利用者が誠意をもって協議し解決するものとする。

以上

## 付則

規約改定日：平成19年8月1日

運営会社：株式会社フォーバル 東京都渋谷区神宮前5-52-2

お問合せ：カスタマーサービス 0120-81-4086